

## 令和6年度大分県西部地域への誘客に向けた企業訪問業務に係る企画提案競技募集要項

### 1 趣旨

T S M C 進出により定住者の増加が見込まれる熊本県内の福利厚生組織を有する企業等に対して、大分県日田市、玖珠町、九重町への近隣県からの新たな誘客を図るため、企業の総務・福利厚生担当者や、従業員の意向を把握するための訪問を支援することを目的として、大分県西部振興局が実施する「令和6年度大分県西部地域への誘客に向けた企業訪問業務」(以下「本業務」という。)にかかる委託先の選定に関し、企画提案競技に参加しようとする者(以下「提案競技参加者」という。)が遵守しなければならない事項を定める。

### 2 契約に付する事項

- (1) 委託名 令和6年度大分県西部地域への誘客に向けた企業訪問業務
- (2) 契約期間 契約締結の日から令和7年3月14日(金)まで
- (3) 履行場所 大分県、熊本県等
- (4) 業務の内容 別添仕様書のとおり
- (5) 委託金額限度額 2,300千円(消費税及び地方消費税込み)

### 3 参加資格

提案競技参加者は、次の要件の全てを満たす者とする。なお、資格要件の確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有する者であること。  
資格を有しない者は必要書類を提出し、審査を受けること。
- (3) 本要項を遵守するとともに、業務内容について仕様書に沿って責任を持って遂行できる者であること。
- (4) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - イ 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ウ 暴力団員が役員となっている事業者
  - エ 暴力団員である事を知りながら、その者を雇用・使用している者
  - オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
  - カ 暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
  - キ 役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
  - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

#### 4 参加申込

入札参加資格を有していない場合、以下(1)と(2)に記載する書類を期日までに提出すること。(入札参加資格を有する場合は(1)の書類提出のみでよい。)

##### (1) 参加申込書等の提出

提案競技参加者は、以下の提出書類について、下記の提出期限までにEメールで提出すること。なお、Eメール送信後は、必ず電話にて到達確認をすること。

##### 〔提出書類一覧〕

- ・企画提案競技参加申込書(様式1) **【必須】**
- ・企画提案競技参加資格確認申請書兼誓約書(様式2) **【必須】**
- ・会社概要書(パンフレット等会社の業務内容が確認できる書類、写しでも可) **【必須】**
- ・見積書 **【必須】**
- ・(様式1)の参考資料(プレゼンテーション資料等)(任意様式) **【任意提出】**

##### 〔提出期限及び提出先〕

提出期限 令和6年9月26日(木)17時まで

提出先メール [seibu-tiikisouseibu@pref.oita.jp](mailto:seibu-tiikisouseibu@pref.oita.jp)

到達確認の電話 0973-23-5739(大分県西部振興局地域創生部(担当:後藤、高倉))

##### (2) 入札参加資格を有していない場合の追加書類の提出

入札参加資格を有していない者については、上記(1)に加え、次の書類を期限までに郵送又は持ち込みにより提出すること。

##### 〔提出書類一覧(入札参加資格無しの場合は全て提出必須)〕

- ・営業概要書、貸借対照表、損益計算書
- ・取扱商品等調書
- ・納税証明書(県税) 発行後3ヶ月以内の原本(コピー不可)  
大分県の県税(全税目)について滞納がないことが確認できる県税事務所長の証明  
ただし、大分県内に事業所を有する場合は「県税に関する誓約書及び納税確認に関する同意書(別記様式)」を提出すれば、納税証明書(県税)の提出は不要です。
- ・納税証明書(法人税、消費税および地方消費税) 発行後3ヶ月以内の原本(コピー不可)  
法人税、消費税および地方消費税について滞納がないことが確認できる税務署長の証明
- ・登記簿謄本 発行後3ヶ月以内の原本(コピー不可)
- ・定款(写し)

##### 〔提出期限及び提出先〕

提出期限 令和6年9月26日(木)17時**必着**

提出先 〒877-0004 大分県日田市城町一丁目1-10

大分県西部振興局地域創生部 宛

### (3) その他

- ・提出後の書類の差し替えは受け付けない。
- ・企画提案は1事業者につき1案とする。
- ・定められた期限までに書類の提出がない場合は不参加とみなす。
- ・参加申込書等の提出後に参加を辞退する場合は、令和6年9月27日(金)12時までに「辞退届」(様式3)を提出すること。

## 5 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、以下のフォームにより、令和6年9月19日(木)17時までに入力すること。

質問に対する回答は、令和6年9月25日(水)までに大分県ホームページ上に掲載する。

(質問提出先)

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure/2495116455227769565>

(回答の場所)

大分県ホームページ>組織で探す>総務部 大分県西部振興局>地域創生部

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/11610/r6kumakikaku.html>

## 6 審査及び結果通知

- (1) 審査は、審査委員会において、応募者の提出した書類及び審査委員会でのプレゼンテーションに基づき、最優秀提案者1者を選定する。(審査委員会：10月上旬に日田市内で開催予定。現地参加、オンライン(ZOOM)参加いずれも可。)
- (2) 審査委員会における審査は、「8 審査基準」に基づき評価する。
- (3) 審査結果は、書面及びEメールにより令和6年10月上旬に通知する。
- (4) 最優秀提案を行った者を委託候補者とする。ただし、委託候補者との契約が成立しない場合は次点の提案を行った者を委託候補者とする。また、委託候補者が審査委員を通じて不正な行為を行い、審査結果を自ら有利にしたことが判明したときは、契約を締結しない。なお、契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。
- (5) 提案競技参加者が1者の場合、各審査委員の合計点の平均が6割以上であれば本要項、仕様書を満たすと判断し、その提案者を受託事業者として決定する。

## 7 審査基準

項目	審査内容	配点
1	・本業務全体の実施方針、ターゲット設定が妥当であるか。	10
2	・訪問・面談アポイント取得等、企業へのアプローチについて成果に繋がるよう工夫がなされているか。	10
3	企画内容について ・ニーズの拾い上げや、団体ツアー造成などの今後の連携につながる取組、工夫がなされているか。	20
4	・高い効果を上げることが期待できる目標設定（活動目標、成果指標）がされており、実現可能であるか。	15
5	・見積の内容（項目、単価、数量）が適当であるか。	5
6	実施体制について ・十分な業務実施体制が確保されているか（人員配置状況、トラブル予防・対応体制、過去の実績等）。	10
7	・熊本県内の企業等とのネットワークを有しているか。	10
計		80

（最低基準）

- ・審査における評点の合計点（全委員分の合計点）が6割に達しない場合は受託者として選定しない。

## 8 契約締結までのスケジュール（案）

- （1）公告（提案募集開始） 令和6年9月12日（木）
- （2）質問受付期限 令和6年9月19日（木）17時
- （4）書類提出期限 令和6年9月26日（木）17時
- （5）審査委員会 令和6年10月上旬予定
- （6）審査結果の通知 令和6年10月上旬予定

## 9 その他

- （1）委託先に決定した団体と、本業務の運営、実施体制等について協議、調整したうえで委託契約を締結する。
- （2）本業務実施にあたっては、県と協議のうえ進めるものとする。
- （3）参加団体による企画提案書の作成、提出等に要する経費は負担しない。
- （4）提出された企画提案書等は返却しない。なお、企画提案書等は選定以外には使用しない。
- （5）虚偽の記載をした参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託事業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加申込書等は無効とする。
- （6）参加要件を満たしていない場合、企画競争で最高位の評価を受けても契約締結ができないので注意すること。なお、この場合は、次順位の者と契約を締結する。
- （7）本業務に関連して、国や県、市町村の補助事業や委託事業の採択等を受けている（受ける予定である）場合、必ず事前に申し出ること。（申請中のものも含む。）
- （8）公正な審査を妨害する恐れのあるあらゆる行為を禁止する。

## 10 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県西部振興局地域創生部（担当：後藤、高倉）

〒877-0004 大分県日田市城町一丁目1-10 大分県西部振興局

E-mail : [seibu-tiikisouseibu@pref.oita.jp](mailto:seibu-tiikisouseibu@pref.oita.jp)